

○浜田市高等学校等生徒下宿助成金交付要綱

平成30年3月30日告示第46号

(目的)

第1条 この告示は、市内に下宿をして高等学校等に通学する生徒の保護者に対し、その下宿に要する費用の一部を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって高等学校等の存続発展及び若年層人口の増加に資することを目的とし、その助成金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 下宿 食事等の賄い付きで間借りすることをいう。

(2) 高等学校等 市内に存する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の高等学校及び同法第124条の専修学校の高等課程をいう。

(3) 保護者 子に対して親権を行う者その他生徒の生計を維持する者をいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当することを、当該生徒が在籍する高等学校等の学校長（以下「学校長」という。）が認める生徒の保護者とする。

(1) 自宅から在籍する高等学校等までの通学が遠距離等の理由により困難である生徒

(2) 在籍する高等学校等の寮を利用することができないため、市内に下宿（生徒の3親等内の親族宅への下宿を除く。）をする生徒

(助成対象期間)

第4条 助成の対象となる期間は、第6条の規定により市長が認定をした日の属する年度の4月（当該年度の4月から助成することが適当でないと市長が認めるときは、市長が別に定める月）から高等学校等の正規の修業年限を終了する月まで

とする。

(助成金額)

第5条 助成金の額は、1月につき下宿に要する費用から4万5,000円を控除した額とする。ただし、1月につき2万円を限度とし、助成金の総額については、予算の範囲内とする。

(認定申請等)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ第3条に規定する要件について市長の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする者(以下「認定申請者」という。)は、高等学校等生徒下宿助成金認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、下宿をする生徒が下宿を開始した日の属する年度の5月31日まで(年度の中途から下宿をした場合においては、下宿を開始した日の属する月の翌月の末日まで)に学校長を経由して市長に提出しなければならない。

(1) 下宿に係る契約書等の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請があったときは、速やかに内容を審査し、要件に該当すると認めるときは、高等学校等生徒下宿助成金認定書(様式第2号)を認定申請者に交付するものとする。

(交付申請)

第7条 前条の規定による認定を受けた者であって、助成金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、高等学校等生徒下宿助成金交付申請書(様式第3号)を市長が別に定める期日までに学校長を経由して市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、助成の可否を決定し、高等学校等生徒下宿助成金交付決定(却下)通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告等)

第9条 助成金の交付決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、次の各号に掲げる下宿の期間に応じ、当該各号に定

める日までに高等学校等生徒下宿助成金実績報告兼請求書（様式第5号）を学校長を経由して市長に提出しなければならない。

（1） 4月から9月まで 当該期間の属する年度の10月31日

（2） 10月から翌年の3月まで 当該期間の属する年度の翌年度の4月30日

2 前項に規定する実績報告兼請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1） 下宿に要した費用に係る領収書等の写し

（2） その他市長が必要と認める書類

（助成額の確定等）

第10条 市長は、前条第1項の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定し、高等学校等生徒下宿助成金確定通知書（様式第6号）により助成決定者に通知するものとする。

（廃止の届出）

第11条 第6条第1項の認定を受けた者は、第3条に規定する要件に該当しなくなったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条第1項の認定を受けた者に係る助成金については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則（令和3年3月29日告示第56号）

この告示は、令和3年3月29日から施行する。